

## 改正内容 相続時精算課税制度における基礎控除の創設

## 【改正前】

相続時精算課税制度の主なデメリットは、以下の3点であった

- 一度選択すると撤回できない（暦年課税に戻すことができない）
- 暦年課税の基礎控除である「年間110万円」の非課税枠が無くなってしまう
- 選択後は少額の贈与でも積算されるため都度贈与税の申告が必要で手間がかかる



## 【改正後（2024年1月1日以後の贈与から適用）】

→相続時精算課税制度においても暦年課税と同様「年間110万円」の基礎控除を設ける

- これによりほぼデメリットが無くなる
- さらに、この「精算課税基礎控除」は生前贈与加算の対象外、暦年課税基礎控除との併用も可

## TAX ニュースレター

東栄税理士法人

03-5778-4722

<http://toeitax.co.jp/>

2023/03 月号

## 暦年課税と精算課税の差は無くなるか？②

## 精算課税に基礎控除

精算課税とは贈与時には累積 2,500 万円まで贈与税を課税せず(超える部分は一律 20%)、将来相続時において、この制度で贈与された金額すべてを相続財産として相続税を課税するという制度です。この精算課税はこれまで暦年課税の 110 万円の基礎控除枠とは併用できず、またそもそも将来相続税が掛かるため厳密には非課税制度ではなくお勧めできませんでした。

この精算課税について今回制度創設以来の抜本的な改正が行われ、**2024 年以後の贈与から暦年課税と同様の年間 110 万円の基礎控除が設けられます**。つまり年間 110 万円は 2,500 万円の算定にも入らないということですので、この「精算課税基礎控除」が創設されることによりほぼ精算課税のデメリットは無くなることとなります。これで両者の差が無くなる気もしますが、なんとこの**精算課税基礎控除は暦年課税の生前贈与加算とは異なり相続直前であったとしても相続財産に加算されない**というのです。

## 差は生前贈与加算

これは相続税対策上大きな差異となります。つまり、**生前贈与加算の対象となってしまう子供については、あえて精算課税を選択し 110 万贈与を行っていくことで相続税の対象から完全に外すことができる**からです。さらに、**精算課税基礎控除は暦年課税基礎控除と併用できることから事実上非課税枠を拡大させることが可能**ですので、**あえて一部の直系尊属についてのみ精算課税を選択する**ということも今後は十分に考えられます。一方、そもそも生前贈与加算の対象とならない孫は慎重に検討すべきです。なぜなら、**精算課税を選択してしまうと、7 年以内に相続が起こった場合精算課税適用前の暦年課税基礎控除分が生前贈与加算の対象となってしまう**、という罫のような規定があるためです。やはり税金は一筋縄ではいきません(笑)。

いずれにしても、生前贈与については改正により再検討が必要なケースが多いでしょう。

## 今月のコメント

本年も無事確定申告を乗り越えることができました。皆様本年も大変お世話になりました。

さて、今月無事娘は小学校を卒業することができ、来月から中学生となりますのでついにスマホデビューを果たしました。早速スマホに夢中になっていますが私も学生時代初めて携帯を持ったときは同じように夢中に友達とメールをしたり電話をしたりしていたので多少やむを得ないだろうなとある程度寛容に接するつもりです。スマホを使いこなすこともこれからの時代大事ですからね。それにしても今は小学校でもクラス LINE があるなど色々大変だなあと感じます。ただそれでもある程度の干渉は必要ですのでどうやって管理をしようかと色々調べてみると、アンドロイドの端末の設定で 1 日の使用時間上限や使用禁止時間の設定、アプリダウンロードの通知や制限など細かく設定できることが分かりました。さすが Google です。とりあえず夜 9 時～朝 6 時まで使用禁止にしてみました。徐々に管理や干渉の度合は下げていかなければいけないのでそのあたりも難しいですね。

## 税理士 岡本勲

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-10-15 エキスパートオフィス渋谷 9 階

Email : [okamoto@toeitax.co.jp](mailto:okamoto@toeitax.co.jp)